

凡例

1. 令和2年度道路事業費は、2年度決算額により作成したものであり、元年度からの繰越額を含み、令和3年度への繰越額は含まない。
2. 「一般道路事業費」は、いわゆる公共事業費である。
3. 「都市計画街路事業費」は、都市計画事業のうち道路事業に充てられた経費である。
4. 「災害復旧事業費」は、道路について発生した災害の復旧に充てられた経費である。なお、災害関連事業費は一般道路事業費の中に含まれている。
5. 「失業対策事業費」は、一般失業者の救済を目的とする事業のうち、道路事業に充てられた経費である。
6. 「その他事業Ⅰ」は、他省庁が所管するもので、道路法による道路に充てられた経費である。
7. 「その他事業Ⅱ」は、道路法第22条、第24条及び第38条（第32条及び第35条を含む。）の規定に基づき道路工事に充てられた経費である。
8. 上記各種事業費のうち、二つ以上の事業費を合併して施行した場合（例えば、一般道路事業と都市計画街路事業との合併施行）には、事業費を各々の事業に分けて計上している。
9. 「単独事業」は、国庫補助金の交付を受けることなく地方公共団体が施行した道路事業をいい、都道府県が市町村に都道府県費補助金を交付して施行した事業を含む。
「市町村道Ⅰ」は、都道府県費補助事業、「市町村道Ⅱ」は、純然たる市町村単独事業を示す。
10. 「負担区分」欄は、道路事業費の最終負担者の別に従って区分計上した。例えば、国庫補助金は「国」欄に、都道府県が市町村から徴収した分担金或は実質的に分担金の性格を有する寄付金は「市町村」欄に、日本電信電話株式会社並びにガス、水道、電力及び電鉄会社等の国及び地方公共団体以外の受益者又は原因者からの負担金は「その他」欄に計上した。
11. 工種別内訳のうち
「道路改良」には、踏切除却、特殊改良事業のうち舗装工を除いたもの、自転車道整備、交通安全施設のうち歩道設置等、踏切構造改良及び雪寒事業のうち除雪を除いたものを含む。
「舗装新設」には、踏切除却及び特殊改良事業のうちの舗装工を含む。
「その他修繕」には、橋梁補修及び舗装補修以外のもので、災害防除等修繕的なものを含む。
「維持」には、交通安全施設のうち道路標識、道路情報提供装置、道路照明等、砂利道補修、建設機械整備費、道路標識設置費、雪寒事業のうちの除雪、維持修繕費の一部として支出される道路工夫給、運転手給等を含む。
「その他」には、有料の渡船或は橋梁の運営費、道路愛護費、駐車場管理費及び占用復旧費等を含む。
12. 住宅市街地基盤整備事業に係る分を含む。